

第11回 日文研フォーラム

■
—中世京都における土倉酒屋—
都市社会の自由とその限界

The Moneylenders of Medieval Kyoto: Freedom and Constraints in Urban Society

■
スザンヌ・ゲイ

Suzanne Gay

国際日本文化研究センター

日文研フォーラムは、国際日本文化研究センターの創設にあたり、一九八七年に開設された事業の一つであります。その主な目的は海外の日本研究者と日本の研究者との交流を促進することにあります。

研究という人間の営みは、フォーマルな活動のみで成り立っているわけではなく、たまたま顔を出した会や、お茶を飲みながらの議論や情報交換などが貴重な契機になることがしばしばあります。このフォーラムはそのような契機を生み出すことを願い、様々な研究者が自由なテーマで話が出来るように、文字どおりインフォーマルな「広場」を提供しようとするものです。

このフォーラムの報告書の公刊を機として、皆様の日文研フォーラムへのご理解が深まりますことを祈念いたしております。

国際日本文化研究センター

所長 梅原猛

● テーマ ●
中世京都における土倉酒屋
— 都市社会の自由とその限界 —
The Moneylenders of Medieval Kyoto:
Freedom and Constraints in Urban Society

● 発表者 ●
スザンヌ・ゲイ
Suzanne Gay



発表者紹介

スザンヌ・ゲイ

Suzanne Gay

オベリン大学助教授

1951年生まれ。1973年、ワシントン大学卒（日本学専攻）。1974—76年文部省奨学金を得て、大阪大学文学部史学科国史学研究生として留学。1976年イエール大学大学院歴史学科入学。1978—80年、国際交流基金の奨学金を得て大阪大学で博士論文の予備研究をする。1982年、博士号取得。1986年よりオベリン大学助教授となり現在に至る。1988—89年、国際交流基金の奨学金を得て京都大学文学部史学科の招へい外国人学者として来日中。専攻は日本中世史。

主な論文：

"The Kawashima: Warrior Peasants of Medieval Japan," Harvard Journal of Asiatic Studies, vol. 46, no. 1 (June 1986).

"Muromachi Bakufu Rule in Kyoto: Administrative and Judicial Aspects," in The Bakufu in Japanese History, ed. Jeffrey Mass and William Hauser, Stanford University Press, 1985.

その他翻訳論文、書評などがある。

はじめに

きょうは中世京都の土倉酒屋どそうさかやについてお話したいと思いますが、この研究を国際交流基金の援助で京都大学において進めることができたとを、厚くお礼を申し上げます。また京大の国史研究室の方々のご協力もありがたく存じております。特に仁木宏様のご指導を受けたことに感謝したいと思います。この研究テーマについては、今まで日本人の学者が立派な論文を沢山書いてこられました。それに比べて、きょう私が申すことは、大変表面的で未熟なものですので、後で皆様のご意見、コメントを聞かせていただければ、ありがたいと思います。

中世社会の権門支配

なぜ土倉酒屋について研究するのかとよく聞かれるのですが、このテーマを決定するにはかなり長い時間がかかりました。十五年ほど前に大阪大学で日本史を勉強しはじめた時、黒田俊雄氏のもとで勉強しましたので、その影響を受け、日本社会はただ武士階級によって支配されたものではなく、いくつかのエリート・グループによって支配されたと考えるようになりました。このエリート・グループというのは、日本語で権門と言いますが、ご承知のように、このことは黒田氏の「権門体制論」に詳しく説いてあります。権門というのは、簡単に言えば、天

皇家をふくむ公家、それから武家、寺家、つまり中世の支配階級全体のことです。こういうことを考えながら、博士論文のテーマに「京都における室町幕府」を選びました。その時その一部として、京都の商工業者と幕府との関係を調べたのです。

それが今の研究テーマの種になったのですが、そこで特に気が付いたことは、室町幕府が成立しても、京都の支配階級は権門社会のままであり、幕府はその中の一つに過ぎなかったということです。というのは、幕府は警察権・裁判権をにぎっていましたが、経済基盤については、他の権門と競争していたからです。そして以前からの諸権門は、権力者としては衰えながらも、権門としてはおどろくほど続いていたのです。

こうした中で、土倉酒屋は主役の一人でした。というのは、土倉酒屋の領主がたいへん古い権門である延暦寺（山門）とその末社である北野天満宮、祇園社、日吉社であると共に、もう一方で十四世紀末から幕府の支配下に入るといふ、かなり複雑な存在形態を示したからです。室町幕府が一つの権門であるという考え方は通説ではありませんが、経済的には十分言えると思います。そこで、土倉酒屋を通して、幕府と山門との対立、または協力関係というものを検討したので

す。

被支配階級を中心に

ところが、日本中世史を支配階級の側から見ただけでは、どうも物足りなく思われ、また中世社会の多様性がよく捉えられていないのではないかと考えるようになりました。特に支配階級の立場から被支配階級を見ると、被支配階級が被害者にか見えなない恐れがあると思います。人間はどんな階級にいても活発に生き、面白いことをしているというのが事実ですから、それを隠してしまうような歴史学のあり方は残念に思われます。

ただし、中世の場合、平民の生活についての史料は、ほとんど支配階級の手によって残されたものしかありませんので、視野は非常に狭くなります。こうした史料を通じて被支配階級を見るのは難しく、かなりの史料批判が必要です。この問題はヨーロッパの中世史にも同じことが言えますが、最近、ヨーロッパの歴史学者をはじめ、日本の学者も社会史や生活史の面から中世の史料を見直しており、新鮮なアプローチの論文が次々と出されています。中世京都の平民の社会・文化史の研究では、林屋辰三郎氏や村井康彦氏がパイオニアですが、最近では、たとえば高橋康夫氏や今谷明氏、黒田日出男氏などがおられます。

ではなぜ、被支配階級の代表として土倉酒屋を選ぶかと申しますと、公家・武家・農民・商工業者などに大量の資本を貸すことによつて、土倉が中世京都の経済発展上、大変重要な役割を果していたからです。またそれだけではなく、特に応仁の乱以後に見られる町衆文化の隆盛期にも、彼らは同じような役割をしました。こうした意味では、土倉は被支配階級の代表というよりは、支配階級と被支配階級の間位置していたというふうにかへて考えた方がいかも知れません。そこまて言わなくても、少なくとも被支配階級の頂点にあつたといえるでしょう。この立場から中世社会を検討すると、諸階級の関係だけでなく、平民の存在も見ることができません。つまり、土倉は中世後期の都市発展の中で、経済的にも文化的にも最も活発な姿を見せたグループなのです。

土倉酒屋の主な経済活動

それでは土倉酒屋というのは何でしょうか。私が主に対象としているのは中世後期（室町時代）の土倉の活動ですが、京都には鎌倉時代から高利貸専門業者が数多く見られ、その質物を土塗りの倉庫、すなわち土倉に保管してましたので、彼らのことを一般に「ドソウ」あるいは「ドクラ」と呼びました。そして彼らの大半は酒屋を兼ねていました。巨額の資本を必要とする土倉が、巨額の利益

を生む酒屋を兼営するのはあたりまえのことだったのでしよう。室町時代の京都には三五〇軒前後の土倉酒屋があり、京都の住民の金融機関、いわば小型銀行のような役割をしていました。西は東洞院通から東は室町通まで、北は三条通から南は五条通までの間に、集中的に土倉がありました。つまり、皆さんが今お集まりになっているこのあたりは、五〇〇年ほど前には土倉がぎっしりだったのです。現在この辺が銀行、保険会社、リクルートのビルなどでいっぱいであるということは、いかにもふさわしいと思います。

領主との関係

土倉酒屋の大部分は、鎌倉時代から山門の支配下にあり、多くは延暦寺の僧でした。また組織的には、日吉社や祇園社の神人として、あるいは北野天満宮支配下の酒麴の座員として、山門と関係を結んでいました。いずれにしても、土倉は座、あるいは座的な組織として領主と主従関係にありました。それによって、土倉は山門やその末社である祇園社などに賦課を納めるかわりに、洛中洛外で独占的に営業を行う特権を得ていました。

山門との関係とは別に、土倉酒屋は禁裏、つまり朝廷にも酒屋役の形で課役を納めていました。これには造酒司みきのつかさという律令国家の官職があたっていましたが、

中世には朝廷の権力がかなり衰えたため、山門の支配力の方が圧倒的でした。

山門支配下にあった土倉酒屋にとつて、室町幕府が京都に成立したことは大きな意味を持ち、大きな変化をもたらしました。南北朝内乱が終わった次の年、明德四年（一三九三）に幕府が出した「洛中辺土散在土倉并酒屋役條々」は大変有名な史料ですが、これによつて、幕府が土倉酒屋を財源としてねらつていたことがはじめてはつきりします。それによりますと、土倉酒屋が年に六、〇〇〇貫文を幕府政所に出し、その徴収は將軍に任命された有力土倉が行なつたことがわかります。この人々は納銭方といい、都市民の間でもっとも裕福で、影響力がありました。徴収の方法は土倉酒屋の大きさによつて計算され、酒壺という酒の入れ物の数によつて酒屋役が課せられたようです。それから酒屋役とは別に、土倉役も納めました。これは質物の数によつて計算されたようです。

さて、この室町幕府法令と土倉酒屋の関係について、注意すべきことがいくつかあります。まず第一は、この法令によつて以前の領主であつた山門の支配権が否定された、と佐藤進一氏などが言われている点です。この説によると、この時から領主の臨時課役が一切禁じられ、そのかわりに幕府の課役が賦課されたといふことになります。しかしこの説について、私は疑問を持っています。あとで詳

しく考察しますが、このことによつて土倉の負担が特になつたわけではありませんでした。以前の領主によつて守られていた独占権などは廃止されましたが、そのかわりに將軍の力が後援になつたといえましよう。

第二に注意したいのは、この幕府法によつて組織的な意味で土倉酒屋の存在が大きく変わったことです。前に納錢方のことを申しましたが、この過程で土倉が幕府組織に組み入れられたのです。少なくとも納錢方になつた土倉は、都市民としての存在をかなり高めたのは事実だと思ひます。こうして土倉の威信が一層拡大され、彼らは都市民の第一人者になつたと思われまふ。したがつて、土倉によつて幕府との關係は非常に重要だつたのです。

幕府による規定

次に幕府が土倉酒屋を統治するためにどんな規定を作つたかを見てみましょう。それにはまず、先の法令に記されている六、〇〇〇貫文という大量のお金に注意する必要がありますと思ひます。どのくらい厳密に信じればいいのかは疑問ですが、幕府は土倉酒屋から一応これぐらいを徴収するつもりだつたと思われまふ。

嘉吉元年（一四四一）頃の法令の中には、土倉が質物の種類によつて預かる期間と利子を規定したものがあります。これは嘉吉の徳政一揆の要求に應じたもの

であるという可能性が強いのですが、幕府がどれほど正確に高利貸を統治しようとしていたかがよくわかります。たとえば、絹の着物、絵、書籍、楽器、家具などは月に5%の利子、預かる期間は十二ヶ月まで、お盆、お茶の道具、香合、金属武具などは月に6%、期間は二〇ヶ月、お米、他の穀物などは月に6%、期間は七ヶ月と知られるのです。よくわかりませんが、値打ちの高いものは利子が高く、長持ちするものは長く預けられるということでしょうか。土倉にとって、この法令がきっちりした規定になったのかどうかよくわかりませんが、一応の基準として理解すればいいでしょう。

幕府の保護

これとは別に、徳政令によく見られるのは、幕府が一時的に借金を免除するということです。ある文書によると、二〇年以上前の借金は免除されませんが、最近の借金は全部徳政令によって免除されています。こういう借金免除によって徳政一揆が鎮まり、京都が普通の状態にもどると、今度は幕府は徳政を禁ずる徳政禁制を發布します。そうしますと、土倉はまた営業できるようになりますが、しばらくしてまた債務者の不満が溜ると、再び一揆が起こります。この循環は正長元年（一四二八）から百年近く、何度もくりかえされました。一揆をおさえるに

は、ある程度徳政令はやむをえませんでしたが、徳政令が多過ぎると、幕府の財源になる土倉が営業できなくなり、幕府の収入も減るので、早く徳政禁制を出したようです。つまり、京都の経済が活発であればあるほど、幕府にも有利であったため、土倉をかなり大事にする政策が一般的に見られるのです。幕府は土倉酒屋を経済的にきずつけないほど得になり、土倉酒屋も裕福になるのです。

幕府のこうした態度を示す文書も残っています。ある文書によりますと、文明八年（一四七六）十一月十三日の夜、將軍のお屋敷、花御所が焼けた際、馬場與四郎という土倉が火事の責任者とされ、その土倉が闕所となりました。この火事は放火ではなかったのですが、將軍の屋敷を焼いたということで大変な犯罪でした。しかしその史料によりますと、三万疋（三〇〇貫文）を払えば還住かんじゆうを許す、つまり土倉として高利貸活動を再び行ってもよろしい、としています。馬場は土倉だったのです、かなり軽い刑罰を受けるだけで済んだのです。これで洛中の土倉が幕府にとってどんなに重要な財源であったかがよく分ります。

また別の文書にも火災に関するものがありますが、この場合、被害者は土倉で、四条油小路東頼にあった土倉酒屋が焼けましたが、その際債務者が倉から質物を取ることを、幕府が禁じています。こういうふうには幕府は土倉酒屋の営業継

続を守りました。

土倉役・酒屋役の実際

次に土倉酒屋が室町幕府に実際にどのくらいの土倉役・酒屋役を納めたかを見てみたいと思います。これがわかれば、土倉酒屋が実際どのくらい室町幕府に支配されていたかということもわかると思います。この点については、史料上非常に確めにくいのですが、私は九十八年間にわたる五つの文書を参考にしたいと思います。まず覚えておいていただきたいことは、最初に申しましたように、幕府の収入目標は年間六、〇〇〇貫文であったということです。

実際に納められた額についての史料は少ししか残っていませんが、嘉吉元年（一四四一）の文書には、三ヶ月分の酒屋役として、三二七ヶ所の酒屋から八八〇貫六〇〇文を納めたことがわかります。この文書の後半には、月別に政所がどのようにこのお金を支出するかが書いてありますから、この八八〇貫六〇〇文は三ヶ月分の収入だと私は解釈しています。そうすると、一年分に換算すると、三、五三二貫文になります。これとは別に、室町幕府は土倉役を徴収しました。そうすると、嘉吉元年には大規模な徳政一揆がありましたから、土倉役は少なかつたかもしれませんが、十五世紀半ばには、幕府は土倉酒屋から目標の六、〇〇〇貫

文、あるいはそれを上回る額を得ていたと考えるもよいでしょう。このことは、室町幕府が土倉酒屋に対してかなり力のある領主になってきたことを示します。

次に文明七年（一四七五）正月の文書には、納錢方の一人、定泉坊の集める分が記されていますが、そこには一ヶ月四十一貫文と書いてあります（年に四九二貫文）。これについては、別の史料で、定泉坊が文明七年正月に確かに四十一貫文を集めたことが知られます。しかしこの史料については、問題がいろいろあります。たとえば、上京の「当構并西陣下陣しものじん」という範囲が、洛中の土倉酒屋の何%を含むかがわかりません。それからこの四十一貫文は主に土倉酒屋役と思われるますが、味噌屋役なども入っているかもしれません。それにしても三十四年前の状態に比べて、かなり収入が少なくなつたとしか思えません。その理由の一つとして、文明七年は応仁文明の乱の終わり頃で、多くの土倉酒屋が焼けてしまい、京都の経済が破壊されていたことがあげられるでしょう。

さらに永正六年の文書によりますと、一五〇九年正月の酒屋役は、上京・下京を合わせて十五貫百文になっています。もしこの金額が洛中の酒屋役の一〇〇%を示すものとする、幕府の収入はびっくりするほど急減したということになります。しかし必ずしもそうではないかもしれせん。というのは、そこに記され

ている「上京・下京」が具体的にどのような範囲なのかはつきりしませんし、この酒屋役が一人の納銭方の集める分かもしれないからです。それでもやはり、この文書も幕府の土倉酒屋役かの収入減少の傾向を示すものと思われます。

と申しますのも、別の史料によりますと、十五世紀末頃、室町幕府が洛外、山城、近江の土倉酒屋からまはじめ酒屋役をとろうとしていたことが知られるからです。理由は幕府の収入が減ったからでしょう。こうした史料から十六世紀はじめの京都の経済は、最低のレベルに落ちていたと言えます。これによって、応仁の乱以後の幕府の権力が京都でも衰えたとみることが、少なくとも幕府の土倉酒屋からの収入が減ったことによつても、推測することができると思ひます。

免除特権と「賄賂」

天文八年（一五三九）のある文書には、次のような面白い条文が見出されます。その第一条には、上京・下京の十人づつの納銭方は、免除特権を持つ土倉酒屋を除いて、毎月七貫文づつを幕府に平等に納めるべきだと書いてあります。そうすると、幕府の公的収入（土倉酒屋役）はこの百年間にわたつてかなり減つてきたことになりました。ただし免除特権を持つ土倉酒屋は、そのための「賄賂」あるいは「礼銭」をほとんど毎月払つていたと思われます。その意味では、幕府の

公的収入は減っても、私的収入（賄賂）がいくらかあったと想像できません。

この「賄賂」、あるいは「礼銭」については後でお話しますが、なぜ私が土倉酒屋役についてこれほどこだわるかと言いますと、今まで明徳四年の幕府法令に見られる六、〇〇〇貫文を、事実そのまま土倉酒屋からの年間収入として解釈してきましたが、私はどうもそう簡単に解釈できないと思うからです。もし幕府の土倉からの収入が減ってきたとすれば、幕府の支配力の衰微を示す一方で、土倉酒屋が徐々に領主から独立してきたことをも示すのではないのでしょうか。以上の文書解釈については、文書の性格上、数学的に分析できないので、一般的傾向を示すものとして見ておきたいと思えます。

では本題にもどりますが、これから述べますことは、法制上では異常なものです。中世では日常的だったと思われる。まず臨時課役について述べましょう。一番最初に申しました文書の第二条には、次のようなことが記されています。それは土倉酒屋役を集めるかわりに、寺社並びに公方臨時課役を免除する、というものです。しかし実際には日吉社、祇園社だけでなく、室町幕府でさえ、しばしばそうした臨時課役を土倉酒屋にかけたことが史料によって知られます。一四九四年には幕府が將軍足利義高の元服行事の費用を商売業者に負担させてい

ますし、こういう史料は室町幕府においては特にめずらしいものではなく、臨時課役は実際よく課されました。しかし先の元服行事に際しての文書の最後に、「狼藉の輩にいたりては罪科に処せられるべし」とあることから察して、土倉酒屋が言われるままに臨時課役を納めたとは思われません。

では免除特権というのはどういう意味を持ったのでしょうか。それは、領主にとって収入をある程度減らすことを意味し、負担者にとっては負担を減らすことを意味します。それがあまり数多くなりますと、領主制そのものがぐらつく一方、負担者側は独立性を強めます。応仁の乱以後の京都は、確かにそうした段階にあったと思われます。この過程で利益を得るのは、決して一般都市民ではなく、都市民のトップクラスであった土倉、その中でもさらにトップクラスであった納銭方たちでした。

もう一つ注意していただきたいのは、中世にはびっくりするほど「賄賂」がはやっていたということです。「賄賂」という言葉は非常に近代的な表現ですから、「賄賂」と言いますと、今では法律違反と考えられますが、中世ではそういう感覚はなかったと思います。「賄賂」よりも「礼銭」、「心付け」といった方が正しいかも知れません。つまり領主側が無料で免除特権を与えるはずはなく、

私的な形で領主、あるいは下級役人が「礼銭」を受け、免除特権を与えたようです。その結果、領主制度上の公的収入は減りますが、私的な形での収入はいくらかふえて行ったと思われまます。

この「礼銭」は一時的なものだけではなく、毎年、あるいは毎月払う場合が多かったようです。土倉酒屋の免除特権の場合、納銭方が免除を与える権利を持っていましたので、「礼銭」の大部分は納銭方がもらったようですが、幕府もその一部をとっていたことを示す文書も見られません。

同じことは山門にも見られます。少なくとも十六世紀に入ると、京都周辺の領主制はくずれはじめたと考えられます。免除特権や礼銭の多さは、その徴候として考えればよいでしょう。

山門支配の存続

今まで幕府と土倉酒屋の関係を中心に考察してきましたが、室町幕府が成立する前に土倉酒屋の領主であった山門は、室町時代にどうなったのでしょうか。明德四年の幕府法令によって、その支配力は完全に否定されたのでしょうか。

山門支配が続いた証拠として、脇田晴子氏が文安の麴騒動をとりあげられました。麴騒動というのは酒の醸造原料となり、蒸した米に麴かびを繁殖させるもので

す。中世では、山門の末社である天満宮支配下の酒麴座が、この酒麴製造の独占権を持っていました。この座は独占権を持っていたので、酒麴に高い値段を付けたようです。これに他の酒屋が反発し、一四四四年に爆発したのです。この経過は大変複雑ですが、麴座に反対する酒屋は山門西塔のお坊さんの後楯によって室町幕府に訴訟をおこし、その圧力に幕府が屈して、酒麴座は解散させられました。それ以後、普通の酒屋でも麴室こむろを設けることが許されましたが、室町幕府の土倉酒屋支配の開始はこの事件の半世紀以上前ですから、この山門の重要な役割を見ますと、幕府は山門の支配力を完全には否定できなかったようです。

これとは別に、洛中の土倉酒屋は鎌倉時代から毎年山門の末社、祇園社に馬上役という賦課を納めていましたが、これも室町幕府の支配にもかかわらず、ずっと続いたようです。（馬上役というのは、もともと祇園祭のためのものでしたが、室町時代になると、月に三回ほど払う課役と考えた方がいいようです。）これに似た課役としては、山門の末社日吉社に、洛中の土倉酒屋が酒屋役を戦国時代にかけて納め続けました。これらの例は断片的ですが、山門の土倉酒屋支配は前より限られたとはいえませんが、何らかの形で室町時代を通じて存続したことを示しています。

これは土倉酒屋にとってどのような意味をもったのでしょうか。それは前の領主から開放され、新しい領主の支配下に入ったのではなく、むしろ二人の領主の支配下で二重に課役を徴収され、一層苦しんだということでしょうか。しかしそうした見方には賛成できません。というのは、応仁の乱以後、幕府との関係とちよほど平行して、山門も免除特権を広く与えるようになるからです。つまり諸領主の支配力が弱くなったわけです。

その例として、『真乘院文書』をあげることができます。それは日吉社の下級職員であった賢継という土倉が一四八二年に記した請文案文で、そこには馬上役が大変減少してきたので、日吉社が困っていると書いてあります。その原因は、賢継が馬上役の免除特権を多くの土倉に与えてしまったからです。一方、土倉酒屋は景気が悪いのでなかなか馬上役が払えないと主張して、免除特権を受けたようです。応仁の乱からそんなに時間がたっていませんから、これは本当の話か言い訳か不明です。ところが面白いことに、最終的には賢継が日吉社に六十貫文の資金を提供しているのです。つまり、賢継は免除特権の見返りの「賄賂」——つまり礼銭——でたっぷりもうけていましたので、領主である日吉社の収入減を、これで補償したわけです。日吉社に提供した資金は利子なしで、日吉社にとっても利

益になったでしょう。

ここで注意していただきたいのは、土倉賢繼のあり方です。すなわち、幕府も日吉社のような領主もこの頃から収入が減少し、領主制的な中世経済組織が深刻に破壊されてきた状況において、大型の土倉酒屋は領主制から解放されたとまでは言えません。中間的立場でかなりの経済的余裕を得ていたと考えられるのです。別の言い方をすると、有力な土倉酒屋は領主制を有利にあやつるようになります。その過程で領主に被害を与えたということです。こうした状況について、諸権門に対して都市民が立ち上がり、自治都市への傾向がみられるという説もありますが、私はそれはちよつと言ひ過ぎだと思ひます。しかし十六世紀はじめ頃から、領主制がくずれはじめ、その中で有力都市民である土倉は大いに利益をあげることによつて、独立性を示してきたということには間違ひはないでしょう。

応仁の乱と法華一揆

ご存知のように、応仁文明の乱は一四六七年から十年間にわたる武家階級内の大規模な内乱ですが、初期のうちに洛中の大部分は焼けてしまい、土倉酒屋の多くも姿を消しました。経済回復には何年もかかり、残つた土倉酒屋も商売できないため、京都を去つたものが多かつたようです。

しかし最終的に残った土倉酒屋は頑強で、先に賢継という土倉のことを申しました。領主の支柱となり、独立性を強めるようになります。それとともに応仁の乱以後の土倉酒屋は、僧名よりも俗名を持つ人が多くなり、段々と俗人化していったようです。これは山門との結び付きが役に立たなくなったからで、領主側の弱体化を物語るでしょう。つまり主従関係ではなく、金の力―実力―で動く社会に移りはじめたことを意味します。

より直接的に応仁の乱に関連したことを申しますと、有力土倉が個人的に防衛措置を行い、徳政一揆を自分の力で京都から追出した例があげられます。これは土倉が都市民を組織して率いたもので、「土倉軍」という用語もでてきます。武装の様子は、下級武士とあまりかわらなかつたでしょうが、応仁の乱を経ることによって、土倉酒屋が都市民の第一人者になつたといつても言い過ぎではありません。もちろんそれは急な現象ではありませんが、経済的軍事的政治的きっかけとして、応仁の乱は劃期的でした。

次に土倉酒屋に対する天文法華一揆の意味を考えてみたいと思います。ご存知のように、洛中では応仁の乱後、法華宗が急速に宗勢をのばし、土倉酒屋の多くはもともと山門の僧の身分を持っていたにもかかわらず、他の都市民と同じよう

に法華宗徒になりました。これはどういうことかと言いますと、一つには山門の洛中に対する実力が衰えたことにより、山門という権門が土倉酒屋にとつて前ほど役に立たなくなつたこと、二つには土倉酒屋の都市民としての自意識が発達したことが考えられると思います。

都市民は洛中にあつた法華宗の二十一のお寺を中心に法華一揆という組織を作り、天文元年（一五三二）から五年にわたつて洛中を支配しました。この段階で京都は自治都市になつたという説もあります。「町組」という地域的共同組織の単位が上京・下京・洛中全体に広がり、警察・防衛・裁判などの機能をにぎつていました。また町単位で領主に納める地子銭（近代でいう地代に近い）を拒否したとよく言われますが、これは必ずしも全面的な現象ではなかつたと思います。しかし今谷明氏が最近出された本によると、天文法華一揆が一五三六年に山門の力で潰滅してからも、地子銭を領主に払わない都市民がおり、それを受け入れた領主もいたということですから、都市民の独立性は簡単には破られなかつたようです。

このことが土倉とどういう関係があるかといひますと、まず「町組」の指導者は、特に三条・四条・五条あたりでは、土倉であつた場合が多かつたと考えられ

ます。応仁の乱でも見ましたが、地域結縁関係が強まる中で、土倉の防衛・軍事の指揮活動は天文法華一揆の際には制度化され、土倉はその制度内の権力者であったと思われます。このことは、実質的な土倉の役割は以前とあまり変わらなかったかも知れませんが、都市そのものが組織的にかなり成長してきたことを示しています。

もう一つ忘れてはいけないのは、法華一揆を撃破した兵火の被害は、応仁の乱をはるかに上まわり、都市民としての土倉酒屋にとって大きな打撃だったことです。しかしその後の都市再建や経済回復に際しては、資金が必要だったでしょうから、その意味で土倉は利益を得たかもしれませぬ。

町人としての土倉酒屋

次に土倉の町人としての存在についてお話したいと思います。土倉酒屋は室町時代を通じて経済力を拡大し、それを基盤にして有力都市民になりました。「有徳人」という言葉がありました。もともとこのトクは「得る」という字で書いたと思われ。室町時代には商品経済が発達し、都市社会が成長してくると、金持ちの商人がふえてきました。が、「有徳人」とはそんな裕福さを祝う言葉なのです。「有徳人」の代表は何といっても土倉酒屋でした。その経済的地位から、

土倉酒屋は優雅な生活ぶりを見せました。それはたとえば、洛中洛外図屏風などを見ますと、数少ない二階建ての家が土倉のものだと推定できることから明らかです。文化的な面でも、『看聞御記』によると、伏見の土倉で茶室まで設けた者がいるとありますが、伏見にそうした土倉がいたのなら、洛中にも当然いたと思われます。

町衆文化という表現がありますが、これは林屋辰三郎氏などがよく使った言葉ですが、先に申しました「町組」に住んだ住民は「町人」と呼ばれました。それが応仁の乱の頃から、町の名に「衆」という字を付けて呼ばれるようになります。たとえば「六町衆」、「室町衆」などと呼ばれ、それで一般に「町衆」と言われるようになりました。この呼び方は、特に下京に多かった商工業者を示したようです。

この町衆文化の特徴の一つは、民衆文化である芸能（たとえば小歌や風流踊など）でありながら、公家文化と接触することでした。つまり町衆が支配階級の文化（お茶、能、狂言など）と被支配階級の文化から要素をとって、新しい快い文化を生んだのです。こういう「混合文化」の背景には、「有徳人」の土倉酒屋の経済力がありました。土倉酒屋は、応仁の乱以前は祇園祭などの経済的基盤でし

たが、段々そういう受動的役割から文化への参加者、指導者へと転じてゆきま
す。応仁の乱以後、祇園祭が復活された時、お宮中心の祭から町中心の祭に性格
が変ったとよく言われますが、その町人の第一人者は土倉酒屋でした。

都市民から見た土倉

さて都市民文化のパトロン、「有徳人」、町の組織的指導者になった土倉は、
一見立派そうに見えますが、都市民の目からどういうふうに見られていたのだし
ょうか。これについての史料は直接にはありませんが、どんなに大切な役割をは
たしていたにしても、まず高利貸として一般に嫌われていたことは間違いないま
せん。たとえば『籤罪人』という狂言があります。その中で祇園祭の際に土倉
の一人が平民達に冷かされる場面があります。また『洛中洛外図屏風』の中に、
土倉はほとんど見付かりません。土倉は洛中に何百軒もあったはずですから不
思議です。その点について高橋康夫氏に聞きましたら、土倉という建物は大きい
で、限りある屏風の画面に描きにくかったのかもしれないが、高利貸というのは
一般に嫌われていたので、絵描さんにも嫌われていて、意識的に描くのを避けた
のでしようと仰って、なるほどと思いました。

しかし都市全体が徳政一揆の攻撃の対象になった場合はどうだったでしょう。

土倉は徳政一揆の原因であるため、ますます恨みをかっただでしょうか。それとも徳政一揆を防ぐため、都市民は恨みを飲んで土倉酒屋と同盟したのでしょうか。この点については、土倉軍の人数を見ますと、土倉以外の都市民が沢山加わったと推測され、都市民がある程度同盟した、あるいは土倉の指揮下にあったと思われます。これについてはこれからも考える必要があると思ひます。

結論

最後に今日の話をも簡単にまとめます。中世社会は諸権門に支配されていたとはじめに申しましたが、被支配者のトップクラスであった土倉酒屋の存在を見ますと、それはある程度「自由」を含んだ支配だったと言えるでしょう。発表のサブタイトルに「自由」という問題の多い言葉を使いましたが、これはフランス革命や民主主義でいう「自由」ではなく、むしろ中世の堅苦しい領主制の中の「自由」という意味です。つまり、くずれかけた領主支配の内に、経済力を持つ土倉酒屋が狭いすきまを開け、そのすきまの中で余裕のある存在を見せたということです。しかし、このために諸権門の支配力が完全にくずれたとは言えませんが、領主支配というのはかなりの回復力を持っていたことは、土倉酒屋が毎月の課役の他に、臨時課役を多数の領主に納めていた事実によっても明らかです。し

かしそうした中で、中世後期の経済発展が土倉酒屋に力を与え、彼らは免除特権や礼銭の仕組みによって独立性を強め、限られた範囲ではありながら、都市の自治組織や都市の文化において大変重要なグループになりました。

私は領主制内での土倉酒屋の成長を主張し、経済力をもって土倉が領主に対して圧力をかけることができたと言及、その結果として都市の第一人者になったと説明しましたが、しかし逆にもう一つ考えねばならないことは、土倉と領主との関係は、土倉の都市内での成長によって動かされたのではないかということだと思います。つまり、土倉は都市内での地位の向上によって、領主（幕府や山門）に対して独立性を得ることができたのではないのでしょうか。この点につきましては、これから研究を進めながら、もう少し検討してみたいと思います。

今日の発表はテーマが広過ぎ、まとめ方も不十分でしたが、一応この辺で終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

（なお、当日の発表の際には『室町幕府法』や『蜷川家文書』から十四の文書資料が配布されたが、紙面の都合上、省略した。）

***** 発表を終えて *****

様々な方々のコメント、ご意見などを聞かせていただき、ありがとうございました。特に現代人の立場から中世的なあり方（高利貸業者、米の値打ちなど）についてのコメントは面白いと思いました。しかしやはり最後まで中世は中世、現代は現代でそれぞれの価値観、世界観などを区別する必要があると思いました。

Suzanne Gay

日 文 研 フ ォ ー ラ ム 開 催 一 覧

回	年 月 日	発 表 者 ・ テ ー マ
1	62.10.12 (1987)	アレッサンドロ・バロータ (ピサ大学助教授) Alessandro VALOTA 「近代日本の社会移動に関する一、二の考察」
2	62.12.11 (1987)	エンゲルベルト・ヨリッセン (日文研客員助教授) Engelbert JORIBEN 「南蛮時代の文書の成立と南蛮学の発展」
③	63. 2.19 (1988)	リー A. トンプソン (大阪大学助手) Lee A. THOMPSON 「大相撲の近代化」
4	63. 4.19 (1988)	フォスコ・マライーニ (日文研客員教授) Fosco MARAINI 「庭園に見る東西文明のちがひ」
5	63. 6.14 (1988)	宋 彙七 (慶北大学校師範大学副教授) Song Whi Chil 「大塩平八郎研究の問題点」
6	63. 8. 9 (1988)	セップ・リンハルト (ウィーン大学教授) Sepp LINHART 「近世後期日本の遊び—拳を中心に—」
⑦	63.10.11 (1988)	スーザン J. ネイピア (テキサス大学助教授) Susan NAPIER 「近代日本小説における女性像—現実と幻想—」
⑧	63.12.13 (1988)	ジェームズ C. ドビンス (オベリン大学助教授) James C. DOBBINS 「仏教に生きた中世の女性—恵信尼の書簡—」
⑨	元. 2.14 (1989)	嚴 安生 (北京外国語学院日本語学部助教授) Yan An Sheng 「中国人留学生の見た明治日本」
⑩	元. 4.11 (1989)	劉 敬文 (遼寧大学日本研究所副所長) Liu Jingwen 「教育投資と日本の戦後経済高度成長」

⑪	元. 5. 9 (1989)	スザンヌ・ゲイ (オベリン大学助教授) Suzanne GAY 「中世京都における土倉酒屋—都市社会の自由とその限界—」
12	元. 6.13 (1989)	夏 剛 (京都工芸繊維大学助教授) Hsia Gang 「インタビュー・ノンフィクションの可能性—猪瀬直樹著『日本凡人伝』を手掛りに—」
13	元. 7.11 (1989)	エルンスト・ロコバント (東洋大学助教授) Ernst LOKOWANDT 「国家神道を考える」
14	元. 8. 8 (1989)	キム・レーホ (ソ連科学アカデミー・世界文学研究所教授) Kim Rekho 「近代日本文学研究の問題点」
15	元. 9.12 (1989)	ハルトムート O. ローターモンド (フランス国立高等研究院教授) Hartmut O. Rotermond 「江戸末期における疱瘡神と疱瘡絵の諸問題」

○は報告書既刊

非売品

発行日 1989年9月30日

編集発行 国際日本文化研究センター

京都市西京区大原野東境谷町2-5-9

電話 (075) 331-4101

問合先 国際日本文化研究センター

管理部・研究協力課

©1989 国際日本文化研究センター

■ 日時

1989年5月9日(火)

午後2時～4時

■ 場所

国際交流基金 京都支部

